

奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例をここに公布する。

奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例

## 目次

### 前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 森林環境の維持向上に関する指針(第九条)

第三章 森林環境の維持向上に関する基本的施策(第十条—第十七条)

第四章 奈良県フォレスト(第十八条)

第五章 その他の措置(第十九条—第二十三条)

### 附則

奈良県は、県土の約八割を森林が占め、春日山の原始林、大峯奥駈道などの山岳景観を有する森林、吉野の人工林など多様で貴重な森林を有している。しかるに、近年、地球温暖化に伴う気候変動による豪雨災害、多様な生態系への影響その他の様々な問題が発生し、森林の有する多面的機能への期待が大きく高まってきた。

しかしながら、木材価格の低迷、山村地域の人口の減少、高齢化の進行等の林業をめぐる環境の変化により、林業の収益をもって森林環境を維持するモデルは、その有効性において困難が生じてきている。

このような状況を踏まえ、森林の有する国土の保全、自然環境の保全などの多面的機能をいかなる状況の下でも恒久的に発揮し続けさせるには、新たな挑戦が必要である。また、森林の有する多面的機能に関する法令は多岐にわたり、森林現場での総合的かつ効果的な運用には、持続的な工夫及び努力も必要になっている。

ここに、森林環境の維持向上が県民生活の安定的な向上に不可欠であることが県民共通の理解となり、森林と人とが良好な関係を築きながら、森林が将来にわたって県民の貴重な財産として引き継がれていくことを願い、森林・林業基本法の趣旨にのっとり、森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図ることを目指して、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、森林環境の維持向上に関し、基本理念を定め、県、森林所有者、林業事業者、森林組合及び県民の責務を明らかにするとともに、森林環境の維持向上の施策の基本となる事項等を定め、当該施策を総合的かつ体系的に推進することにより、森林の四機能を高度に発揮し、及び森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)その他の法令に沿った森林環境の維持向上に関する実効的な取組を促進し、もって森林と人との恒久的な共生を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 森林環境の維持向上 適地適木(標高、地形、地質、気候等の諸条件を考慮して樹種を選定することを行う。)による造林及び適時かつ適切な方法による保育、伐採等を行うことにより、森林の四機能を高度に発揮させることをいう。
- 二 森林と人との恒久的な共生 豪雨により発生した土砂の崩壊による災害等森林に関する脅威を理解した上で、森林がもたらす恵沢を安定的に享受し、森林と人との良好な関係を永続的に築き続けることをいう。
- 三 森林の有する多面的機能 森林・林業基本法第二条第一項に規定する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。
- 四 森林の四機能 森林環境の維持向上の施策を総合的かつ体系的に推進する観点から、森林の有する多面的機能を四区分した機能であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 森林資源生産機能(木材、木の実、きのこ類等の食材、漆等の工芸品の原料、清浄な水等の森林資源を持続的に供給する機能並びに温室効果ガスの吸収及び排出の抑制作用により地球温暖化の防止に寄与する機能をいう。)
  - イ 防災機能(土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止機能及び水の貯留・かん養機能により森林が県土を保全する機能をいう。)
  - ウ 生物多様性保全機能(様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを保全する機能並びにそれにより自然環境を持続的に保全する機能をいう。)
  - エ レクリエーション機能(レクリエーション、スポーツ、教養文化活動、休養等を森林において行うことにより身体的及び精神的な健康を回復し、日常生活の向上への活力を獲得する機能をいう。)
- 五 恒続林 地域の特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育及び択伐による継続的な木材生産により環境が維持される森林をいう。
- 六 適正人工林 スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木が同程度の樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育により環境が維持される森林であって、木材生産を主目的とするものをいう。

- 七 自然林 スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木と地域の特性に応じた種類の樹木が混交する森林であって、自然の遷移により環境が維持されるものをいう。
- 八 天然林 地域の特性に応じた種類の樹木が自然に生成することにより環境が維持される森林をいう。
- 九 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- 十 林業事業者 森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。)を行う事業者をいう。
- 十一 森林組合 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の規定による森林組合をいう。

(基本理念)

第三条 森林環境の維持向上は、森林がもたらす恵沢が県民にとってかけがえのない財産であることに鑑み、森林・林業基本法の趣旨にのっとり、長期的な展望に立ち、県、市町村、森林所有者、林業事業者、森林組合及び県民の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)その他の法令と相まって、総合的かつ体系的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林環境の維持向上に必要な施策を実施する責務を有する。

2 県は、森林環境の維持向上を図るための専門的な知識及び技能を有する人材を養成するために必要な施策を実施する責務を有する。

3 県は、前二項の施策を実施するに当たっては、森林所有者、林業事業者、森林組合及び県民との協働に努めるとともに、国及び市町村との連携を図るものとする。

(森林所有者の責務)

第五条 森林所有者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林が県民に多くの恵沢をもたらすものであること及び森林の荒廃による土砂の流出等を原因とする災害が地域社会に大きな影響を及ぼすことに鑑み、その所有する森林の森林環境の維持向上に努めなければならない。

2 森林所有者は、その所有する森林に関する権利関係が不明確とならないよう努めなければならない。

(林業事業者の責務)

第六条 林業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林環境の維持向上に努めなければならない。

(森林組合の責務)

第七条 森林組合は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、組合員に対する森林環境の維持向上に関する指導等に努めなければならない。

(県民の責務)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林がもたらす恵沢を享受していることの重要性についての理解を深め、森林の適正な利用に努めるものとする。

## 第二章 森林環境の維持向上に関する指針

第九条 知事は、森林環境の維持向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 森林環境の維持向上に関する目標

二 森林環境の維持向上に関する施策の方針

三 森林環境の維持向上に関する施策の基本となる事項

四 前三号に掲げるもののほか、森林環境の維持向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県森林審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

## 第三章 森林環境の維持向上に関する基本的施策

(目指すべき森林への誘導)

第十条 県は、森林環境の維持向上のために、森林の植生状態、立地条件等を踏まえ、民有林(森林法第五条第一項の規定により、知事が定めた地域森林計画の対象とする民有林をいう。以下同じ。)を恒続林、適正人工林、自然林又は天然林へ誘導するものとする。

2 県は、前項の規定により恒続林、適正人工林、自然林又は天然林へ誘導するために、その誘導する技術及び知識の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

(森林資源の継続的な生産等)

第十一条 県は、森林資源が持続的に供給されるよう、森林資源の生産及び利用に係る活動の継続的な実施の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、森林の温室効果ガスの吸収及び排出の抑制作用による地球温暖化の防止に寄与する機能が効果的に発揮されるよう、間伐材等の木材の持続的な供給及び利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(災害の発生の防止等)

第十二条 県は、土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生を防止し、又はこれらの災害を軽減するため、森林施業の促進、国、市町村等の関係機関が保有する災害に関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、森林における水の貯留・かん養機能の維持及び向上を図るため、森林施業の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生物多様性の保全等)

第十三条 県は、森林における生物の多様性を保全する機能及びそれにより自然環境を持続的に保全する機能が効果的に発揮されるよう、森林の適切な整備及び保全の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(森林の利用の促進)

第十四条 県は、レクリエーション、スポーツ、教養文化活動、休養等の多様な活動を森林において行うことにより、身体的及び精神的な健康を回復できるよう、森林の利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(森林に関する環境教育の推進)

第十五条 県は、森林の四機能についての県民の理解及び関心を深め、森林と人との恒久的な共生に関する意識の醸成を図るため、体験学習の実施、指導者の養成その他の森林に関する環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(間伐木を残置する場合の措置)

第十六条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者は、民有林の立木を間伐する場合において、間伐木(間伐により伐木されたものをいう。以下同じ。)を残置するときは、当該間伐木が及ぼす支障を防止し、若しくは軽減し、又は当該民有林の環境を保全するため、当該間伐木を適切に処理しなければならない。

(適切な方法による皆伐等)

第十七条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者は、民有林の立木を皆伐するときは、土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生を防止し、又はこれらの災害を軽減し、森林環境の維持向上を図るため、知事が定める方法により適切に行い、及び当該皆伐跡地の確実な更新を確保しなければならない。

#### 第四章 奈良県フォレスター

第十八条 知事は、森林環境の維持向上に関する専門的職員として奈良県フォレスターを置く。

2 奈良県フォレスターは、次の各号のいずれかに該当する県の職員のうちから、知事が任命する。

一 奈良県フォレスターアカデミー条例(令和二年三月奈良県条例第五十六号)第九条に規定する奈良県森林環境管理士の資格を有する者

二 森林法第百八十七条第三項に規定する林業普及指導員資格試験に合格した者であつて、森林環境の維持向上に必要な知識及び能力を習得させるための教育訓練の課程を修了したもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認めた者

3 奈良県フォレスターは、第十條の規定による目指すべき森林への誘導、森林環境の維持向上に関する技術及び知識の普及指導、森林の巡視その他の森林環境の維持向上に関する事務についての専門的事項をつかさどる。

4 奈良県フォレスターは、市町村の職員と連携し、前項の事務に取り組むものとする。

#### 第五章 その他の措置

(地域森林計画に定める事項等)

第十九条 知事は、この条例の趣旨を踏まえ、森林法第五条第一項の規定によりたてた地域森林計画において、森林の四機能を持続的に発揮させるための事項を定めるものとする。

2 知事は、森林法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計画に関し、市町村から同条第九項(同法第十条の六第四項において準用する場合を含む。)の協議を受けたときは、当該計画に森林の四機能を持続的に発揮させるための事項が定められていることについて確認するものとする。

(市町村に対する支援)

第二十条 県は、市町村が実施する指針に沿った森林環境の維持向上に関する施策を支援するため、この条例に係る事業その他の森林環境の維持向上に係る事業について、当該市町村に情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(先進的な取組に対する支援)

第二十一条 県は、森林所有者、林業事業者、森林組合及び県民が行う森林環境の維持向上に関する先進的な取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十二条 県は、基本理念に基づき森林環境の維持向上に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第二十三条 知事は、毎年度一回、指針に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

#### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十六條及び第十七條の規定は、同年十月一日から施行する。